

第6編 その他関係事項

1 村山市の要配慮者等の現状

1 要配慮者の現状

要配慮者のうち、最も多くを占めているのが、高齢者である。

村山市における65歳以上の高齢者人口は、令和3年4月1日現在で、9,073人となっており、総人口に占める割合は、39.42%となっている。

75歳以上（後期高齢者）人口は、4,886人となっており、高齢者の（65歳以上）人口の53.85%を占めている。

種 別	人数(人)	資料出所
乳 幼 児 (A)	716	0～5歳児 R3.4.1日現在 住民基本台帳
高 齢 者 (B)	9,073	65歳以上 //
後期高齢者(内数)	4,886	75歳以上 //
一人暮らし老人(内数)	1,079	R3.4.1日現在
心身障がい児・者(C)	1,690	『福祉の概要』より
要配慮者人口(D)	11,694	(A)+(B)+(C)+外国人で、一部重複
総 人 口 (E)	23,016	R3.4.1日現在 住民基本台帳
要配慮者人口比	50.8	(D)/(E)×100(%)

2 要配慮者関連施設の現状

(1) 保育園・認定こども園等

	名 称	住 所	電話番号	備 考
1	ひばり保育園	楯岡北町二丁目 5-56	55-2531	定員 70名
2	はやま認定こども園	長善寺 1636-1	56-3445	定員 110名
3	マアヤ保育園	楯岡荒町一丁目 6-7	55-3271	定員 48名
4	アートチャイルドケア 村山しょうよう保育園	楯岡五日町 15-25	22-9481	定員 100名
5	西郷認定こども園	名取 3332-66	55-5540	定員 45名
6	輝認定こども園	楯岡新町一丁目 17-20	55-2409	定員 100名
7	ふたば袖崎保育園	土生田 4717	58-2123	定員 35名
8	ふたば大高根保育園	富並 2119-2	57-2429	定員 40名

(2) 小規模保育施設

	名 称	住 所	電話番号	備 考
1	のぞみ保育園	楯岡新町一丁目 17-16	55-2409	定員 19名
2	たんぽぽベビーホーム	楯岡笛田四丁目 1-14	55-3208	定員 9名

(3) 幼稚園

	名 称	住 所	電話番号	備 考
1	楯岡幼稚園	楯岡荒町一丁目 6-35	55-2425	定員 160名

(4) 放課後児童クラブ

	名 称	住 所	電話番号	備 考
1	たてやまキッズクラブ 空組	楯岡橋 8-11	55-7710	定員 40名
2	たてやまキッズクラブ 月組			定員 40名
3	たてやまキッズクラブ 風組			定員 40名
4	たてやまキッズクラブ 雪組			定員 40名
5	学童クラブ D-ぼけっと	楯岡荒町一丁目 6-35	55-2425	定員 60名
6	コスモスきっずクラブ	名取 1217	55-9348	定員 40名
7	GoGo キッズクラブ	大久保甲 1-1	54-3390	定員 35名
8	はや丸キッズクラブ	湯野沢 1129	54-2950	定員 18名
9	さんさんキッズクラブ	長善寺 293-2	56-2888	定員 40名
10	洗心児童クラブ	土生田 263	58-2051	定員 21名
11	あじさいっ子クラブ	富並 2169	57-2090	定員 23名

(5) 子育て支援関係施設

	名 称	住 所	電話番号	備 考
1	子育て支援センター ポポーの広場	飯葉プラザ 2階 「子育てステーション すまいる」内	53-0901	不特定の利用者
	親子交流広場			
	むらやまファミリー・ サポート・センター			
2	子育て支援センター ぐんぐん	はやま認定こども園	56-2002	
3	子育て支援センター どんぐり広場	認定こども園 ふたば大高根保育園内	57-2429	

(6) 障がい児通園・通所支援事業所、障がい者支援事業所

	名 称	住 所	電話番号	備 考	
1	いずみ児童発達支援 事業所	中央一丁目 6-5 (いきいき元気館内)	53-3330	定員 10名	
2	放課後等デイサービス	いきいき元気館内	53-3618	定員 10名	
					おひさま
					たいよう
3	ライフサポート縁	駅西 22-1	48-8400	定員 10名	
4	多機能型事業所 わっしょい!	楯岡笛田四丁目 5-1	47-8694	定員 就労移行支援 6名 就労継続支援 B型 14名 生活介護 10名	

(7) 老人福祉事業所

	名 称	住 所	電話番号	備 考
1	村山光ホーム	楯岡笛田二丁目 19-40	53-2520	・養護老人ホーム ・訪問介護 ・通所介護 ・指定特定施設 入所者生活介護
2	ニチイケアセンター村山	楯岡五日町 16-15	52-0231	・訪問介護 ・通所介護 ・居宅介護支援
3	NPO こでまりの会	駅西 18-23 バーシアネックC	55-8555	・訪問介護
4	訪問看護ステーションむらやま	楯岡俵町 20-16	55-3730	・訪問看護 ・居宅介護支援

	名 称	住 所	電話番号	備 考
5	ふもと(特養)	湯野沢 956-3	54-2010	・特別養護老人ホーム ・通所介護 (認知症対応型有) ・短期入所生活介護 ・居宅介護支援
6	わかばの森	橿山字金谷西 4752-1	52-1115	・通所介護
7	ひがしざわ(特養)	楯岡笛田二丁目 19-57	52-1511	・特別養護老人ホーム ・通所介護 ・短期入所生活介護
8	香紅の里	楯岡俵町 20-19	52-1001	・通所介護 ・居宅介護支援 ・認知症対応型 共同生活介護
9	デイサービス にしごう	名取 1020	52-1020	・通所介護
10	デイサービスセンター菊香	中央二丁目 5-43	53-0168	・通所介護
11	ローズむらやま	本飯田字柳堤 2486-65	52-3020	・短期入所療養介護 ・通所リハビリ ・居宅介護支援 ・介護老人保健施設
12	はやまホーム(特養)	湯野沢 1881-6	54-2055	・小規模特別養護 老人ホーム ・小規模多機能型 居宅介護
13	多機能さくら村山 (グループホーム村山)	富並 1469-9	52-7036 52-7033	・小規模多機能型 居宅介護 ・認知症対応型 共同生活介護
14	グループホームけやきの杜	新町 3-2-1	55-5671	・認知症対応型 共同生活介護
15	小規模多機能型居宅介護事業 所 笛田	楯岡笛田四丁目 1-55	48-7973	・小規模多機能型 居宅介護
16	袖崎(特養)	土生田 260-4	52-8872	・特別養護老人ホーム ・小規模多機能型 居宅介護
17	むらやま(特養)	中央二丁目 3-46	52-3456	・特別養護老人ホーム ・短期入所生活介護
18	奥山クリニック 居宅介護支援事務所	駅西 19-17	53-1891	・居宅介護支援
19	ベテスダ (NPO 法人)	湯野沢 1922-2	54-3591	・通所型サービスA
20	村山市社会福祉協議会	中央一丁目 5-24	52-0322	・訪問介護 ・居宅介護支援
21	同 地域包括支援センター	同	55-0322	・介護予防支援
22	同 訪問介護事業所	同	55-0322	・訪問型サービスA

(8) 医療を提供する施設

	医 院 等 名	住 所	電話番号
1	保健センター (村山市休日診療所)	中央一丁目 3-6	55-2972
2	奥山内科循環器科クリニック	駅西 19-15	52-0380
3	小野内科胃腸科クリニック	楯岡五日町 14-25	52-5050
4	かるバクリニック	楯岡新町四丁目 9-6	53-0770
5	甲州耳鼻咽喉科医院	駅西 19-26	55-8733
6	小室医院	大字本飯田 584	58-2014
7	佐藤眼科クリニック	楯岡晦日町 5-2	55-7300
8	しんまち小室医院	楯岡新町三丁目 2-2	53-8451
9	鈴木内科医院	楯岡新町三丁目 24-3	55-2238
10	高橋内科神経科医院	楯岡荒町一丁目 7-6	55-3435

	医 院 等 名	住 所	電話番号
11	たておか小児クリニック	楯岡二日町 7-7	55-2960
12	羽根田医院	湯野沢 1921	54-3888
13	はんだクリニック	楯岡新町二丁目 7-17	55-3511
14	まつき整形外科クリニック	楯岡新町三丁目 34-27	55-8558
15	三浦皮膚科医院	駅西 18-2	55-2528
16	八鍬医院	楯岡新高田 9-24	55-3425
17	伊藤歯科医院	楯岡荒町一丁目 3-2	55-2509
18	菊地歯科クリニック	楯岡笛田四丁目 2-18	55-6700
19	きはら歯科クリニック	楯岡新町四丁目 2-29	52-3118
20	タナカ歯科医院	楯岡楯 13-29	55-6798
21	にっとう歯科医院	大字大久保甲 563-1	54-2548
22	仁藤歯科医院	楯岡十日町 6-17	55-6681
23	深瀬歯科医院	中央二丁目 9-12	55-3121
24	松田歯科医院	楯岡新高田 9-7	55-5648
25	北村山公立病院	東根市温泉町二丁目 15-1	42-2111
26	山形県立河北病院	西村山郡河北町谷地字月山堂 111	0237-73-3131

3 外国人住民人口

(令和3年4月現在)

大韓民国	中華人民共和国	ベトナム	フィリピン	その他	計
58	57	40	31	29	215

2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(山形県災害救助法施行細則抜すい令和2年2月21日適用)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の供与	災害により現に災害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 (加算額) 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮を行うために必要な通常の実費を加算する。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮便所等の設置費とする。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅、民間賃貸住宅の供与	住家が全壊し、全焼し、または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 建設型応急住宅 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 限度額は、5,714,000円以内 2 賃貸型応急住宅 1戸当たりの規模は、1に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、その額は、地域の実情に応じた額	1 災害発生の日から20日以内着工 2 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、これを提供する。	1 同一敷地内又は近接する地域内に設置した戸数がおおむね50戸以上の場合は、居住者の集会等に利用するための施設を、当該戸数が50戸未満の場合は、戸数に応じた小規模な当該施設を、それぞれ設置できる。 2 福祉仮設住宅（高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。 3 供与できる期間は、完成の日から2年以内（建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限）

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間	備 考				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家への被害若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,160円以内		災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬期(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内に完了	被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う 1 被服・寝具及び身のまわり品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料				
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		全 損 全 焼 流 出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、破損 した医療器具の修繕費の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額 以内 3 施術所 協定料金の額以内	災害発生の日 から14日以内	医療の範囲 1 診 療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看 護
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出産 のみならず、死産及び流産 を含み現に助産を要する 状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用し た衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金 の100分の80以内の額	分べんした日 から7日以内	助産の範囲 1 分べんの介助 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険 な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場 合は、以後「死体の搜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の 応急修理	住家が半壊、半焼若しく はこれらに準ずる程度の 損傷を受け、自らの資力 では応急修理をすることが できない者又は大規模な 補修を行わなければ居住 することが困難である程 度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に 必要最小限度の部分に対し、現物をも つて行う。 1 2に掲げる世帯以外の世帯 595,000 円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の 損傷により被害を受けた世帯 300,000 円	災害発生の日 から1月以内に 完了	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊(焼)し、又は流出し、生業の手段を失った世帯で者	生業を営むために必要な機械、器具又は資材等購入費として1件当たり次の金額以内 生業費 30,000円 就業支度費 15,000円	災害発生の日から1ヶ月以内に完了	貸与条件 生業の見込が確実な具体的事業計画があり、償還能力がある者 期間 2年以内 利子 無利子
学用品の給与	住宅が全滅(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損する等して使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)、及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用するものを供与するための実費 2 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から教科書 1ヶ月以内 その他の学用品 15日以内	1 催蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実績に応じて支給する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のもの	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内に完了	1 原則として棺又は棺材の現物をもって次の範囲 (1) 棺（附属品を含む。） (2) 埋葬又は火葬（職員等雇上費を含む。） (3) 骨つぼ及び骨箱
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内に完了	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	洗浄、縫合、消毒等 1体当たり3,500円以内 〔一時保存〕 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 〔検案〕 救護班以外は慣行料金費用の限度額	災害発生の日から10日以内に完了	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつては、当該障害物を除去することができない者	1世帯当たり137,900円以内	災害発生の日から10日以内に完了	支出する費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助のための 輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配 分	当該地域における通常の実費	救助の実施が 認められる期間 以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4 条第1号から第4号まで に規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産婦、看護師 11,400円以内 土木技術者、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が 認められる期間 以内	1 時間外勤務手当及び旅費及び宿泊料 は別途に定める額 2 令第4条第5号から第10号までに規 定する者に対する実費弁償は、業者のそ の地域における慣行料金による支出実 績に手数料としてその100分の3の額を 加算した額以内とする。

3 火葬場等の能力

名 称	火葬能力	連 絡 先		
		住 所	管理者	電 話
河北町ほか2市 広域斎場事務組合 (妙光苑)	4体×3回/1日	河北町大字岩木字 原の内 1381-4	河北町長	0237 73-4340

4 村山市緊急輸送道路ネットワーク（市道路線表）

単位：延長 m

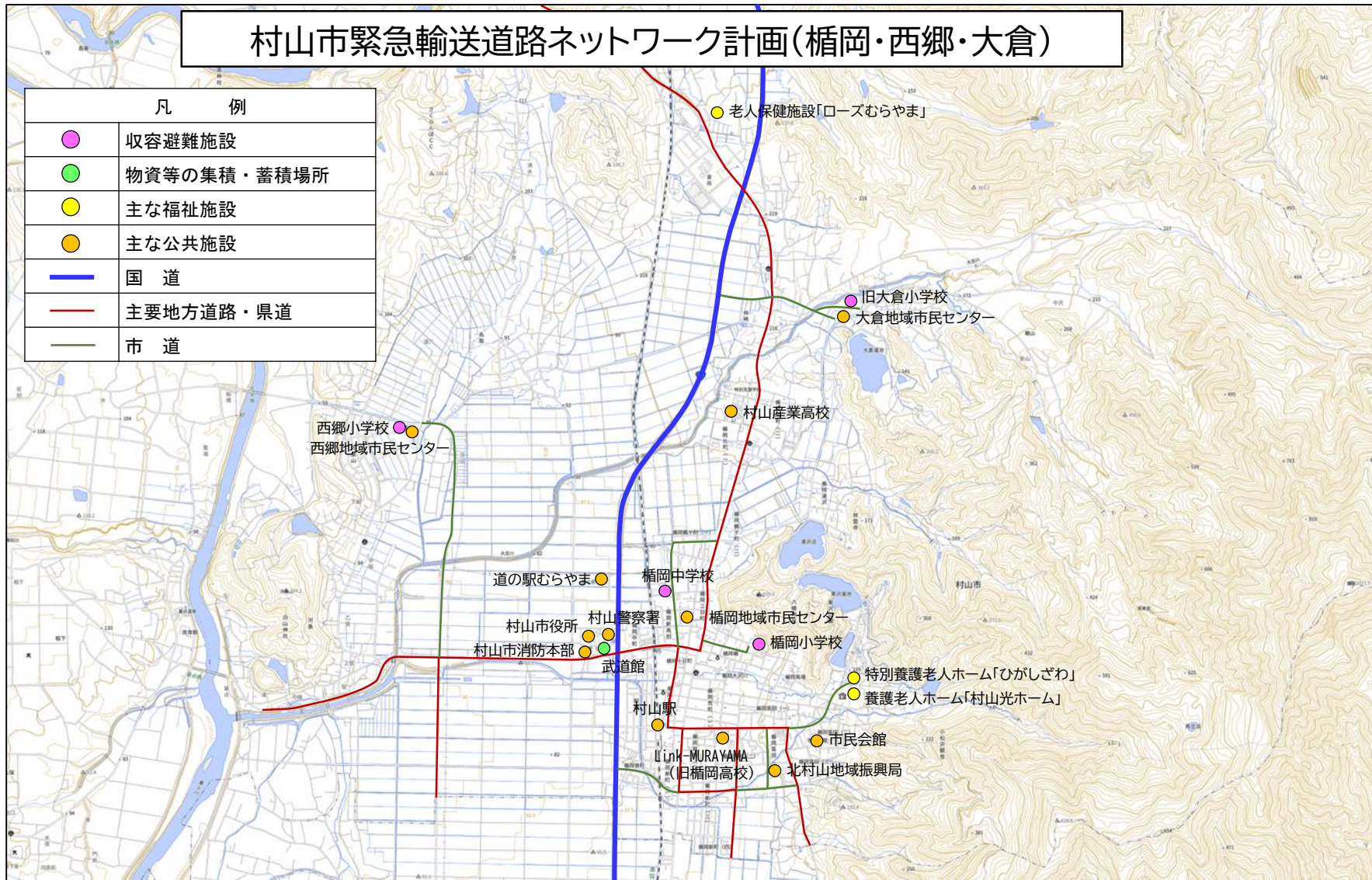
地域	路線番号	市道名	延長	摘要
楯岡	290	市役所西線	130	全線
	289	市役所東線	171	全線
	368	保健センター線	104	全線
	710	村山警察署線	120	全線
	801	江迎湯沢線	1056	全線
	29	中楯線	335	主要地方道 29 号から楯岡小学校まで
	30	北楯線	100	市道 29 号から楯岡小学校体育館まで
	6	村山駅東沢線	670	県道 304 号から特老ひがしざわ入口まで
	791	新町南線	485	国道 13 号から主要地方道 29 号まで
	667	新町馬場線	459	全線
555	的場住宅団地一号線	436	全線	
西郷	718	河島浮沼線	1771	全線
	508	浮沼名取線	150	市道 718 号から県道 303 号まで（ただし、県道 303 号、交差点より南進 100m も緊急輸送道路に含む。（指定避難所の西郷小学校までのアクセス道として））
大倉	456	林崎名取線	440	国道 13 号から県道 120 号まで
	385	林崎行川線	760	県道 120 号から主要地方道 29 号まで
大久保	784	大久保湯野沢線	1394	全線
	227	平野南線	100	国道 347 号から旧村山勤労青少年ホームまで
富本	784	大久保湯野沢線	—	
	659	湯野沢線	100	市道 784 号から富本地域市民センターまで
	550	富本小学校線	500	県道 299 号から富本小学校まで
戸沢	740	稲下大久保線	200	国道 347 号から葉山中学校まで
	565	碁点大槇水口線	170	国道 347 号から戸沢地域市民センターまで
	419	白鳥長善寺線	160	市道 565 号から戸沢小学校まで
袖崎	651	袖崎駅前線	370	全線
	652	土生田中線	272	全線
	101	湯舟沢線	100	市道 652 号から約 50m まで
	679	中田東線	120	市道 101 号から袖崎地域市民センターまで
	587	袖崎小学校線	100	県道 120 号から袖崎小学校まで
大高根	197	葉ノ木田線	235	主要地方道 36 号から富並小学校まで
	196	富並小学校線	260	主要地方道 36 号から市道 197 号まで

村山市緊急輸送道路ネットワーク計画(全体図)

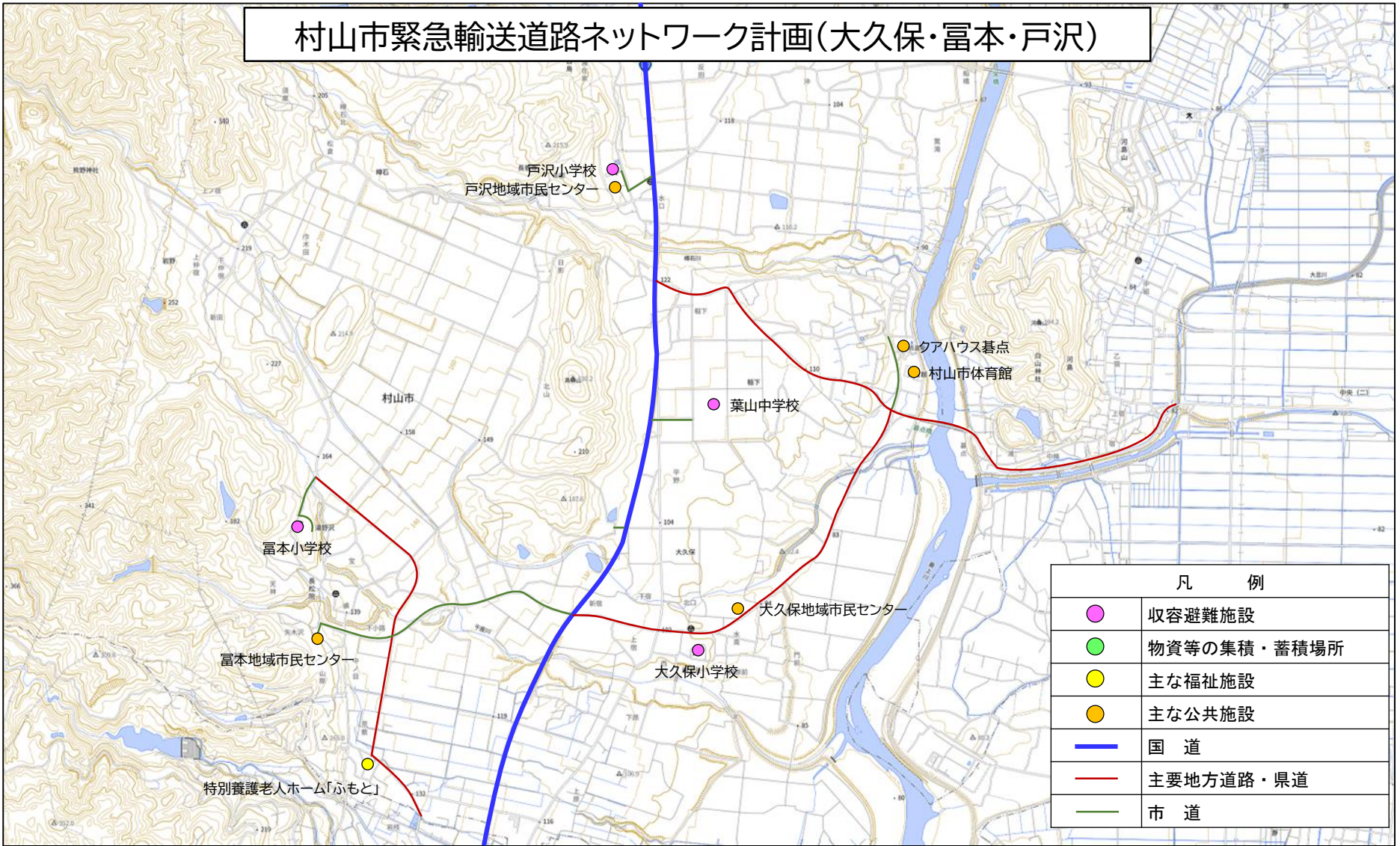


村山市緊急輸送道路ネットワーク計画(楯岡・西郷・大倉)

凡 例	
● (紫)	収容避難施設
● (緑)	物資等の集積・蓄積場所
● (黄)	主な福祉施設
● (橙)	主な公共施設
— (青)	国 道
— (赤)	主要地方道路・県道
— (緑)	市 道

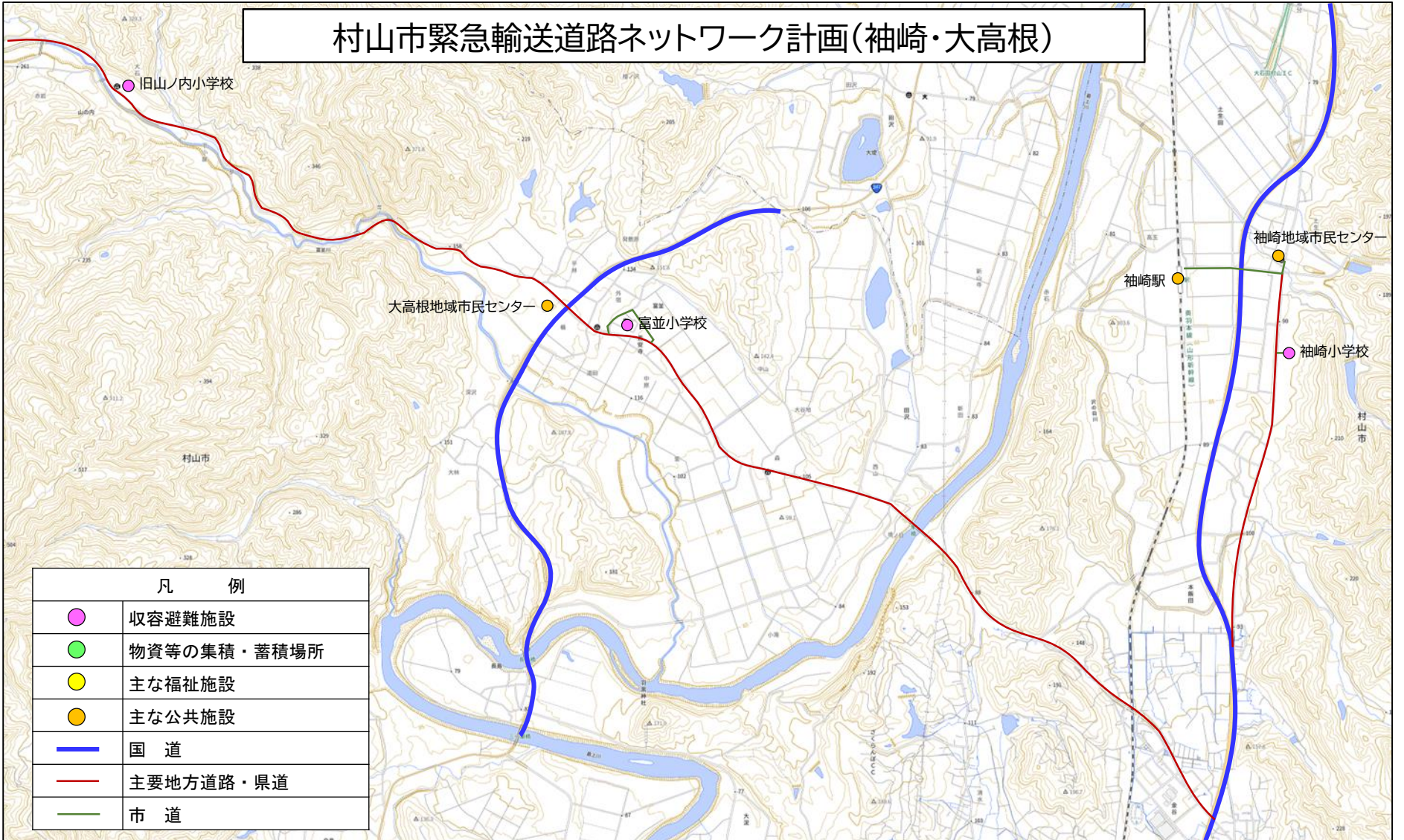


村山市緊急輸送道路ネットワーク計画(大久保・富本・戸沢)



凡 例	
● (Pink)	収容避難施設
● (Green)	物資等の集積・蓄積場所
● (Yellow)	主な福祉施設
● (Orange)	主な公共施設
— (Blue)	国 道
— (Red)	主要地方道路・県道
— (Green)	市 道

村山市緊急輸送道路ネットワーク計画(袖崎・大高根)



凡 例	
● (Pink)	収容避難施設
● (Green)	物資等の集積・蓄積場所
● (Yellow)	主な福祉施設
● (Orange)	主な公共施設
— (Blue)	国 道
— (Red)	主要地方道路・県道
— (Green)	市 道

5 村山市耐震改修促進計画

平成20年6月 策定

令和 3年4月 改訂

村山市

目次

1、計画の概要	2
(1) 計画の目的	2
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間等	2
2、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
(1) 想定される地震の規模・想定される被害の状況	3
(2) 耐震化の現状	4
(3) 耐震改修等の目標設定	7
3、住宅・耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	7
(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	7
(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図る支援策	8
(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	9
(4) 地震時の総合的な安全対策	9
(5) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化	10
(6) 要安全確認計画記載建築物（防災拠点施設）の耐震化	10
(7) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化	10
4、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発	11
(1) 地震ハザードマップの活用	11
(2) 相談体制の整備・情報提供の充実	11
(3) パンフレット作成・講習会開催	11
(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	11
(5) 家具の転倒防止策の推進	11
(6) 町内会等との連携策	11
5、その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項	12
(1) 関係団体との連携	12
(2) その他	12

1、計画の概要

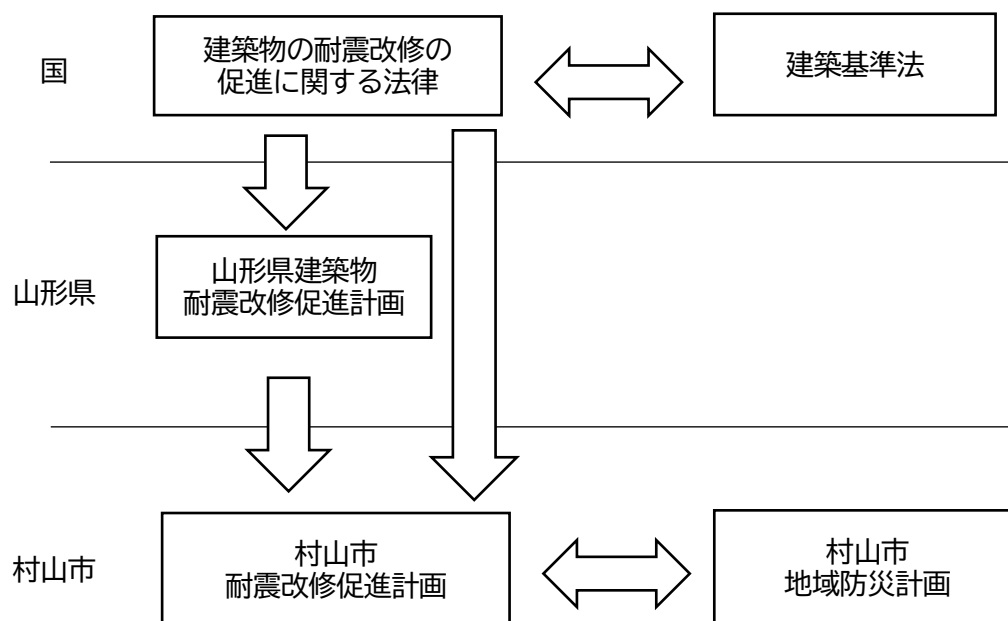
(1) 計画の目的

「村山市耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）は、市民の人命や財産を保護するため、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、既存建築物の耐震化を総合的、計画的に促進していくことを目的とする。

(2) 計画の位置づけ

促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条第1項に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定するものである。

促進計画は、「山形県建築物耐震改修促進計画」及び「村山市地域防災計画」等との整合性を図る。



(3) 計画の期間

本促進計画の目標年次を令和12年度とし、計画期間を10年間(令和3年度から令和12年度)とする。

2、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模・想定される被害の状況

山形県には庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯、山形盆地断層帯及び長井盆地西縁断層帯の4つの主要な断層帯が存在しており、マグニチュード7.8程度の地震が発生する可能性が指摘されている。(表-1)

本市では被害規模の最も大きい山形盆地活断層で震度6強以上の地震が発生した場合を想定する。建物の被害は全壊が1,460棟、半壊が1,930棟、人的被害は死者87人、負傷者902人、避難者3,580人と莫大な被害が発生すると想定される。(表-2)

(表-1) 想定地震の長期評価一覧

断層名	地震の規模	位置	断層の長さ	発生確率		公表年月
				30年以内	100年以内	
庄内平野東縁断層帯	M7.5程度	遊佐町～旧藤島町	約38km	ほぼ0～6%	ほぼ0～20%	平成21年10月
新庄盆地断層帯	東部:M7.1程度 西部:M6.9程度	東部:新庄市～舟形町 西部:鮭川村～大倉村	東部:約22km 西部:約17km	東部:5%以下 西部:0.6%	2～20%	平成23年5月
山形盆地断層帯	M7.8程度	大石田町～上山市	約60km	ほぼ1～8%	ほぼ4～20%	平成19年8月
長井盆地西縁断層帯	M7.7程度	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下	0.1%以下	平成17年2月
地震名 山形県沖の地震	M7.7程度	1833年の 庄内沖地震発生域	北側50km 南側70km	50年以内 ほぼ0%		平成15年6月

(山形県沖の地震以外は、県危機管理化資料による)

(表-2) 山形県内断層帯による市の被害想定一覧表

(単位:棟、人)

		庄内平野東縁断層帯	新庄盆地断層帯	山形盆地断層帯	長井盆地西縁断層帯
想定マグニチュード		M7.5	M6.6～7.1	M7.8	M7.7
建物被害	建物全壊	7	37	1,460	169
	建物半壊	141	289	1,930	863
人的被害	死者	1	4	87	13
	負傷者	46	117	902	257
	避難者	533	282	3,580	1,345

注) 発生ケースについて建物被害は冬季の早朝及び夕方、人的被害は冬季の早朝とする

*村山市地域防災計画資料による

(2) 耐震化の現状

① 住宅

平成30年の住宅・土地統計調査によると、本市の住宅総数7,430戸で、うち、現行の耐震基準が適用されたときに建築された住宅が4,824戸で全体の64.9%を占めている。

構造では、木造戸建住宅が6,879戸で全体の約93%と高い比率を占め、中でも昭和55年までに建設された木造戸建て住宅は2,502戸と木造住宅の約36%を占め、耐震化に疑問があると考ええる。(表-3)

また、市が実施している木造住宅耐震診断派遣事業(一般診断)の結果でも昭和56年以前建築の住宅は耐震性が低いことが推定される(表-4)

木造戸建て住宅については、昭和55年以前に建築された2,502戸の内、耐震診断を実施すると耐震性があると考えられる山形県の推定値を30%と考えて約750戸が耐震性があると推定され、耐震性を満たすと考えられる木造戸建て住宅は昭和56年以降の4,377戸と合わせて5,127戸で耐震化率は約74.5%と推定される。

非木造等の住宅は551戸あり、昭和56年以前に建築された104戸のうち、耐震診断を行うと耐震性があると考えられる国の推定値76%で算定すると約79戸の住宅が耐震性があると推定され、耐震性を満たすと考えられる住宅数は、昭和56年以降建築された447戸と合わせた526戸で、耐震化率は約95%と推定される。

したがって、村山市の耐震化状況は昭和56年以降に建築された住宅4,824戸と昭和55年以前に建築された住宅で耐震診断により耐震性があると考えられる木造戸建て住宅750戸、非木造住宅79戸の計829戸を合わせると、耐震性を満たすと考えられる住宅は5,653戸で、耐震化率76.0%と推定される。(表-5)

(表-3) 平成25年住宅・土地統計調査結果

(単位:戸)

建築年代	住宅総数	木造住宅	防火木造	非木造住宅	備考
～昭和45年	1,261	1,032	219	10	2,606(35.1%)
昭和46年～昭和55年	1,345	813	438	94	
(小計)		2,502		104	
昭和56年～平成2年	1,346	846	427	73	4,824(64.9%)
平成3年～平成7年	510	281	198	31	
平成8年～平成12年	771	323	323	125	
平成13年～平成17年	750	406	261	83	
平成18年～平成22年	739	281	323	135	
平成23年～平成27年	479	229	250	0	
平成27年～平成30年9月	229	73	156	0	
(小計)		4,377		447	
合計	7,430	6,879		551	7,430(100%)

(※採用の数値については、統計上表章未満の位で四捨五入されたものに補正を加えています。)

(表-4) 村山市耐震診断派遣事業による診断結果

(令和2年12月末現在)

木造住宅耐震診断派遣事業	診断件数 (S56年以前)	耐震性あり	耐震性なし
平成30年度 耐震診断派遣	5件	0件	5件
令和元年度 耐震診断派遣	3件	0件	3件
令和2年度 耐震診断派遣	0件	0件	0件
計	8件	0件	8件

(表-5) 住宅の耐震化率の推定

(平成30年住宅・土地統計より推定)

住宅総数 7,430戸	昭和56年以降 4,824戸	木造住宅 4,377戸 非木造住宅 447戸	耐震性を満たす 5,653戸 76.0%
	昭和55年以前 2,606戸	木造住宅 750戸 非木造住宅 79戸	

		木造住宅 1,752 戸 非木造住宅 25 戸	耐震性が不十分 1,777 戸 24.0%
--	--	----------------------------	-----------------------------

② 市有建築物

市の所有する建築物において、昭和 56 年以前に建築された施設は 44 棟で約 30.8%を占めている。耐震診断を実施した施設は 44 棟のうち 32 棟で約 72.7%の実施率となっている。また、地震時の拠点・避難施設となっている学校、庁舎、集会所、福祉施設等は 67 棟あり、内、耐震性を有するものは 64 棟で 95.5%である。避難施設については、95%を達成できているが、耐震性を有しない避難施設について耐震化が急がれる。(表-6)

(表-6) 市有建築物の耐震化の状況 (令和 3 年 1 月 31 日現在)

(単位:棟)

施設区分	建築物の総数 A	S56 年以前の建築物 B	S57 年以降の建築物 C	耐震診断実施済棟数 D	耐震診断未実施棟数 E	耐震性有の建築物 F	現状の耐震化率 (%) F/A
庁舎等	8	6	2	2	4	3	37.5
消防本部	17	5	12	1	4	13	76.5
医療機関等	1	1	0	1	0	1	100
小・中学校等	44	7	37	7	0	44	100
公民館等	15	5	10	3	2	13	86.7
福祉施設	9	4	5	4	0	9	100
文化・社会教育 スポーツ施設	16	6	10	5	1	14	87.5
公営住宅	15	1	14	1	0	15	100
その他の施設	18	9	9	8	1	13	72.2
合計	143	44(30.8%)	99	32(72.7%)	12	125	87.4

*対象施設にトイレ、あづまや等は含まない

(3) 耐震改修等の目標設定

① 住宅

村山市の住宅・建築物の耐震化は想定されている地震被害の減災対策として極めて重要であり、国の基本方針及び県促進計画による耐震化率目標と同じとする。

住宅の令和12年度における耐震化率目標を95%とする。

令和2年度耐震化率	令和12年度耐震化率
76.0%	95.0%

② 市有建築物

市有施設は、地震時の拠点・避難施設として市民が安心して利用でき、防災上重要な施設として機能する必要がある。また、日常において不特定多数が利用する施設も安全性の確保が必要になってくることから、令和12年度末には耐震化率を95%とすることを目標とし、財政状況を勘案しながら耐震化を進めていくものとする。

また、市有施設で耐震診断及び耐震改修等を実施した場合、施設の耐震性について公表することに努める。

令和2年度耐震化率	令和12年度耐震化率
87.4%	95.0%

3、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

これまで一定規模の不特定多数の者及び避難弱者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていたが、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号。以下「改正法」という。）により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられた。また、不特定多数の者及び避難弱者が利用する要緊急安全確認大規模建築物、並びに県又は市の耐震改修促進計画に記載する要安全確認計画記載建築物については、所有者に耐震

診断の結果の報告が義務化され、所管行政庁（山形県）により結果は公表されることとなった。

このことから、市内の住宅・建築物の所有者・管理者（以下、「所有者等」）が自ら耐震化に努めることを基本としながら、市においては、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を計画的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、本計画により市内全域において、一層の耐震化が促進されるよう努めるものとする。

（２）耐震診断及び耐震改修の促進を図る支援策

市は、住宅・建築物の耐震化を推進するため、市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について啓発を行うとともに、耐震診断及び耐震改修に係る国等の支援制度や税制度の活用が図られるよう、所有者等への周知に努める。

○村山市木造住宅耐震診断士派遣事業

制度概要：住宅所有者の求めに応じ、市で認定した耐震診断士を派遣し、一般耐震診断を行う。

対象建築物：平成12年5月31日以前に建築された木造在来工法の2階建て以下の戸建て住宅

○村山市木造住宅耐震改修工事補助金

制度概要：木造住宅の耐震診断により総合評点が1.0未満と診断された住宅に対し、耐震改修工事に係る費用の一部を補助する。

補助限度額：80万円

○村山市子育て応援・定住促進事業補助金

制度概要：村山市への定住を目的に、住宅の新築、建売住宅の購入、土地の購入をする者を対象に助成金を交付する。

補助限度額：最高200万円

○村山市住宅リフォーム支援事業費補助金（耐震改修工事補助）

制度概要：部分的な耐震補強を含むリフォーム工事をする者に工事費の一部を支援。

補助限度額：最高50万円（山形県住宅リフォーム総合支援事業の要件に適合する場合）

○村山市がけ地近接等危険住宅等移転促進事業

制度概要：がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する危険住宅の移転を促進する。

対象建築物：県で指定する「土砂災害特別警戒区域」「急傾斜地崩壊危険区域」、及び「建築基準法条例に基づくがけ地」内に現に存する住宅。

○村山市危険ブロック塀等撤去費補助金

制度概要 : 避難路に沿って設置されている1メートル以上の危険ブロック塀等をすべて撤去する者に撤去費の一部を支援。

補助限度額 : 最高10万円

対象避難路 : 国道13号、国道347号、一般県道（東根尾花沢線、大久保村山停車場線、樽石河北線、樽石碁点線、東根長島線、中島新田楯岡線）、主要地方道（尾花沢関山線、寒河江村山線、新庄次年子村山線）、市道（村山市道台帳に記載されている路線）、建築基準法第42条に定める道路、住宅又は事業所等から避難所又は避難地等へ至る道
※対象避難路はブロック塀等安全確保に関する事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）の対象となる避難路とする。

(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

市では現在、市民が安心して相談や診断を依頼できるように建築士を対象に耐震診断の講習を実施し、「村山市耐震診断事務所協会」を構成し耐震化の普及を図っている。合わせて、耐震相談窓口を設置し、耐震化や専門家の情報提供を行っている。

また、県と連携し、耐震改修工事を行えるよう改修設計技術の講習などを実施していく。

(4) 地震時の総合的な安全対策

①事前の対策

- ・ 県で実施する出前講座を活用し、耐震化への意識付けと耐震診断・改修への誘導を図る。
- ・ 市は県と連携し、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、市街地や避難路に面した建築物の管理者を主たる対象として安全確保について指導する。
- ・ 市は市民の防災意識と行動が重要と考えることから防災訓練や啓発を通じて、市民に防災に関する知識の普及を図る。

②地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合、市は判定実施本部等を設置し、応急危険度判定士の受け入れ等必要な措置を講じる。

(5) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化

改正法により、不特定多数及び避難弱者が利用する大規模な特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果を平成27年12月31日までに、所管行政庁へ報告することが義務化された。また、その結果を所管行政庁は公表しなければならないこととなっている。本市においては、クアハウス基点が対象施設に該当するが、平成23年度に耐震診断を実施した結果、耐震性に問題はなく、期限までに所管行政庁への結果報告を終えている。

(6) 要安全確認計画記載建築物（防災拠点施設）の耐震化

地震発生時に、避難者の収容先となる避難所や災害対策活動の実施拠点となる庁舎等の防災拠点施設については、耐震性の確保が早急に必要である。

（改正法第5条第3項第1号に関する事項）

対象施設：昭和56年以前に建築に着手されたもので、市町村の意見を踏まえ知事が
定めた市町村の防災拠点施設

耐震診断の結果の報告期限：知事が定めた期日

本市においては、有事の際、災害対策本部が設置される村山市庁舎が対象施設に該当する。平成25年度に耐震診断を実施した結果、耐震性が不足していた。その結果をふまえ平成26・27年度に耐震改修工事を実施し、期限までに耐震診断の結果及び耐震改修工事施工報告書を提出し、特定行政庁への報告を終えている。今後新たな要安全確認計画記載建築物の指定については、必要性に応じ検討を行う。

その他、要安全確認計画記載建築物以外の市有施設についても、必要性に応じて有事の際の避難所施設、防災拠点施設として活用できるよう、耐震化を推進する。

(7) 要安全確認計画記載建築物（避難路沿道建築物）の耐震化

地震時において、住宅・建築物の倒壊により緊急車両の通行や市民の避難の妨げにならないよう、改正法第5条第3項第2号及び第3号の道路として県が指定する下記の道路の指定に関し、協力をおこなっていく。

①緊急輸送道路

山形県地域防災計画（震災対策編）に記載された緊急輸送道路（1次、2次）

②避難所に通ずる避難道路

市が地域防災計画において指定する地域の避難所に通ずる避難道路

4、住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

(1) 地震ハザードマップの活用

県の山形県内4断層帯被害想定資料を活用し、「地震の揺れやすさ」がわかる地震ハザードマップを作成し公表するとともに必要に応じて更新をおこなう。

(2) 相談体制の整備・情報提供の充実

市で相談窓口を設置し、耐震診断や耐震改修についての情報を提供し、また技術的な事項に対応するため、専門機関との連携を図る。

(3) パンフレット作成・講習会開催

耐震診断及び耐震改修を図るための国、県、関係機関作成のパンフレットを活用すると共に、市独自の事業については新たにパンフレットを作成し、広報誌やホームページ等により市民への耐震改修の周知を図る。

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

市は県と協力し、住宅フェアやリフォームフェア等の催事場で無料相談、診断等により耐震診断・改修の推進を図る啓発活動を行う。また、住宅リフォーム補助金制度を活用し、耐震化の啓発と推進を図る。

(5) 家具転倒防止策

市は、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、地震時における家具の転倒防止策についてパンフレット等を活用して市民に対策事例等を紹介し、自らできる地震対策への取組について普及啓発を図る。

(6) 町内会等との連携策

耐震診断及び耐震改修の促進を図るために、町内会等へ情報提供を積極的に行う。また町内会だけでなく小中学校の授業において防災教育としての出前講座を実施し、地域及び家庭との連携を図る。

5、その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

(1) 関係団体との連携

村山市耐震診断事務所協会と木造住宅耐震診断派遣事業について協定を結び、木造住宅の耐震診断の促進を図る。また、県内の建築関係団体と市町村で構成されている山形県住宅・建築物地震対策推進協議会のもと、住宅・建築物の耐震化を促進させるために官民が協働で対策にあたる。

- ① 市民からの耐震診断や耐震改修補強工法の相談に応じる。
- ② 建築士・施工者への講習会を開催する。
- ③ 耐震化に関する知識・情報を提供する。

(2) その他

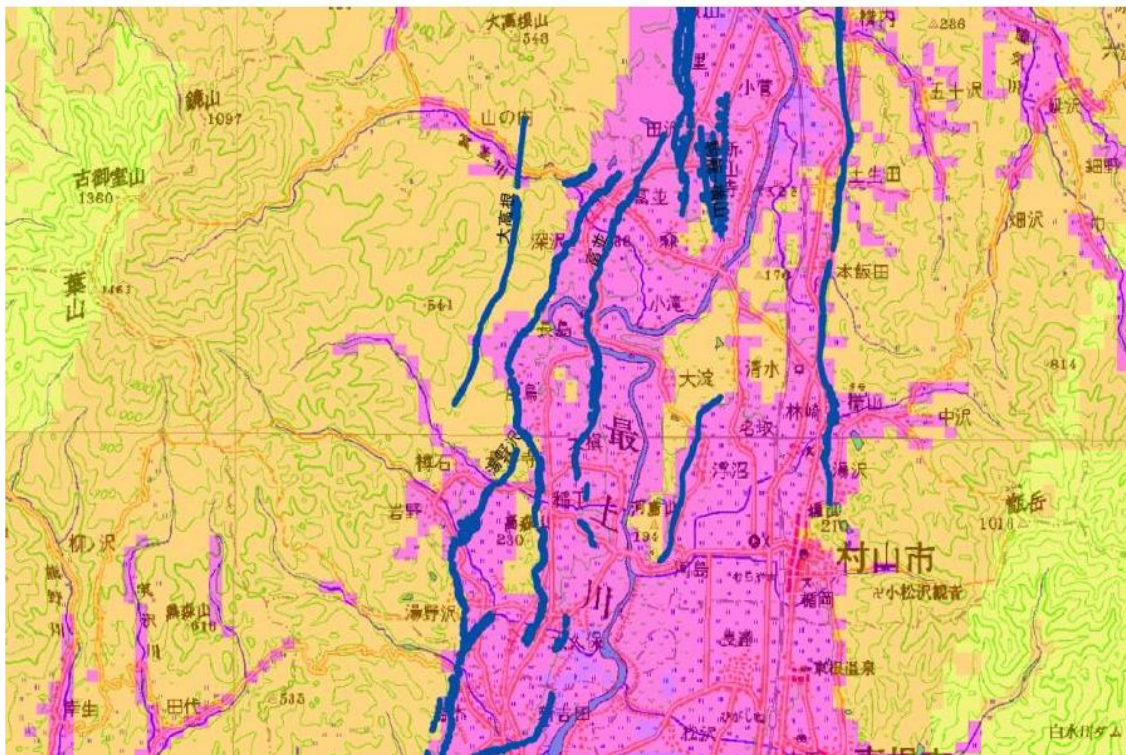
- ① 耐震性の高い住宅のストック形成のため、住宅性能表示制度を活用して耐震建て替えの促進を図るため普及啓発を行う。
- ② 住宅全体の耐震化が困難と思われる老人世帯の住宅については、応急対応として寝室または居間のシェルターによる補強や耐震ベッド・耐震テーブル等の設置により家具の転倒防止や天井落下等の危険から身を守る対策も有効であり推進を図る。
- ③ 住宅の耐震化とともに、いざというときの保険として地震保険の加入の推進を図るため普及啓発を行う。
- ④ 地震時に倒壊の恐れのある老朽化した空き家の住宅・共同住宅についても、周囲に影響を与えることが危惧されるため、所有者に対して耐震化に努めるよう指導を行う。
- ⑤ 本促進計画は、耐震化の進捗状況にあわせて、適宜見直しを行う。

資料編

目次

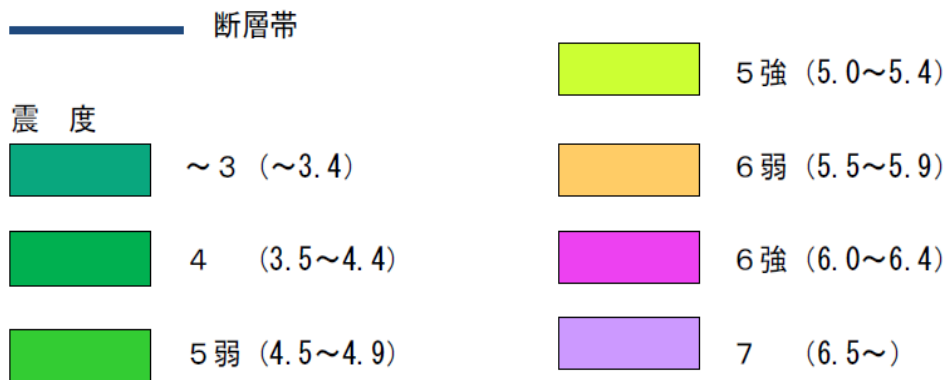
山形盆地断層帯地震の想定震度分布図 14

山形盆地断層帯地震の想定震度分布図



* 県村山総合支庁資料による

図の見方



村山市地域防災計画

昭和38年 作成

昭和58年 改訂

平成3年 改訂

平成25年 改訂

令和4年 改訂

村山市総務課 〒995-8666
村山市中央一丁目3番6号
TEL 0237-55-2111
FAX 0237-55-6443